

令和 5 年度事業計画

1 法定検査事業（公益目的事業 1）

(1) 法定検査事業

1) 法定検査の推進

- ① 令和 5 年度の検査計画基数は、7 条検査を 5,000 基、11 条検査を 156,000 基とし、受検率を 56 % 程度に設定する。
- ② 法定検査の結果、不具合が認められる浄化槽（保守点検業者等に情報提供を行う対応レベル 0）については、保守点検業者等に適切な改善策を提案し、早期改善を図るとともに、引き続き改善策についての調査研究を行い、改善率の向上に努める。
- ③ 検査結果の判断基準の統一や精度管理の徹底により、法定検査の信頼性の向上を図る。
- ④ 退職者補充も含め検査員・指定採水員を 5 名採用する。

2) 検査員等の技術力向上

検査員や指定採水員の技術力の向上等を図るため、研修会を実施するとともに、各種研修会等に参加する。

3) 法定検査の啓発

- ① 効率化検査制度については、リーフレットを活用し、浄化槽管理者に分かりやすく説明するとともに、ホームページにも掲載し、啓発を図る。
- ② 法定検査の必要性や浄化槽の公共的機能について、市町村広報誌等への掲載依頼やリーフレットの活用により啓発を行うとともに、保守点検業者等と連携し維持管理の重要性等についても啓発を図る。

4) 不適正浄化槽の改善及び受検拒否者対策の推進

- ① 検査の結果不適正と判定された浄化槽の原因究明や不具合状況の所見の明確化等に努め、迅速に改善されるよう浄化槽関係業者（浄化槽メーカー、工事業者、保守点検業者及び清掃業者）との連携を図る。
- ② 鹿児島県浄化槽指導監督要領に基づき、県や市町村に対して不適正浄化槽の原因や受検拒否の状況について具体的な報告を行い、特定既存単独処理浄化槽の除却等、不適正浄化槽の改善や継続した受検拒否者対策に取り組む。

5) 浄化槽台帳の整備

保守点検業者の台帳との突合作業がほぼ完了したことから、今後は、保守点検業者や行政と連携して電子申請等による浄化槽台帳への追加と更新を随時行い、浄化槽台帳の整備を図る。

6) 浄化槽情報共有システム等の整備

- ① 情報共有システムについては、保守点検業者及び行政からの要望に応じて操作性の向上と機能の充実を図る。
- ② 保守点検業者向けの維持管理システムについては、保守点検業者の意見を踏まえて改良版の開発に着手する。
- ③ 検査業務の効率化のための検査支援システム等、協会で運用しているシステム全般の改修及び将来を見据えたデータベースの再構築を図るとともに、承認・決裁の迅速化及びペーパーレス化を図るため、電子決裁システムの導入を検討する。
- ④ システム維持に係るコスト軽減や災害時対応等を踏まえ、クラウドサーバーの利用について検討するとともに、引き続きランサムウェアの感染防止等セキュリティ対策の強化を図る。

7) 未収金回収の徹底

- ① 未収金については、再請求と入金 の催促を実施し、必要に応じて訪問集金を行うとともに、検査実施から4年経過する未収金については、弁護士事務所に委任して回収に努める。
- ② 検査手数料については、検査時間の短縮や浄化槽管理者の利便性を高めるため、引き続き口座振替の勧奨に努めるとともに、電子マネーなどの決済方法の導入を検討する。

8) 将来計画の検討

- ① 令和6年度から効率化検査の検査頻度が4年間で3回となることから、計画的かつ公平性を考慮した検査対象浄化槽の抽出となるよう検討を行う。
- ② 効率化検査第2期の検査基数増加を見据え、検査員・指定採水員の計画的な採用を検討する。
- ③ 職員の育成に重点を置いた組織体制の構築及び今後の検査体制を踏まえて、駐在事務所の人員配置の在り方等、業務運営の健全化を考慮した将来計画を検討する。
- ④ 今後の検査基数の増加に伴うBOD分析装置の購入計画及び分析室の受入体制について検討する。
- ⑤ 検査結果書等の発行物全体の必要性及び様式を見直して、環境に配慮した製品の導入や通信費に係る経費の削減を図る。

(2) 生活排水調査等の推進

法定検査等により蓄積したデータを生かし、市町村等からの水質調査等の依頼に対応する。

2 浄化槽普及啓発・適正化推進事業（公益目的事業2）

(1) 浄化槽の普及啓発

1) 浄化槽の普及促進及び啓発

- ① 鹿児島県浄化槽推進市町村協議会と連携して、浄化槽の新規設置者に浄化槽の適正な使用方法や保守点検・清掃、法定検査の重要性等を記載した「浄化槽のしおり」や保存ファイルを配布し、浄化槽管理者の浄化槽に対する理解の促進を図る。
- ② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、市町村及び管理業会員と連携して、リーフレットを作成・配布し、転換の必要性や市町村の補助事業等の周知を図る。
- ③ 行政及び支部と協力して県内各地のイベント等に浄化槽コーナーを出展し、生活排水処理の重要性や合併処理浄化槽の役割、維持管理の必要性等について理解の促進を図る。
- ④ 小・中学校等において、水環境の保全や生活排水対策の必要性、浄化槽の役割等についての環境学習出前講座を実施し、未来を担う子どもたちの環境意識の醸成に寄与するとともに、地域における浄化槽の認知度向上を図る。
- ⑤ 市町村と連携し、浄化槽設置予定者等に対する浄化槽講習会の開催を検討する。

2) 浄化槽に関する情報の収集、提供

- ① 県内の生活排水対策の現状や浄化槽整備に係る補助事業等をまとめた冊子「かごしまの生活排水対策（令和5年度版）」を発行し、県、市町村及び浄化槽関係業者に提供する。
- ② 鹿児島県浄化槽推進市町村協議会とともに、会報誌「浄化槽かごしま」を定期的に発行し、県、市町村及び浄化槽関係業者等に浄化槽に関する最新の情報を提供する。
- ③ ホームページを随時更新し、浄化槽の各種手続きや正しい使い方等の情報を県民及び浄化槽関係業者等に提供する。

(2) 浄化槽の適正化推進

1) 浄化槽に関する講習会、研修会等の開催

- ① 浄化槽設備士及び浄化槽管理士等を対象とした技術研修会を支部と協力して開催し、関係業者の技術力の向上を図る。
- ② 浄化槽設備士試験の受験予定者を対象とした浄化槽設備士試験準備講習会を開催し、浄化槽設備士の養成に努め、浄化槽工事の適正化推進を図る。
- ③ 浄化槽管理士を対象とした浄化槽維持管理技術研修会を開催するとともに、保守点検業者の研修会に職員を派遣し、最新の浄化槽の維持管理技術や水質改善手法等についての知識や技術の共有を図り、浄化槽維持管理の適正化の推進を図る。

- ④ 浄化槽法及び浄化槽保守点検業者登録条例により、保守点検業者に所属する浄化槽管理士に受講が義務付けられた浄化槽管理士研修会を県及び関係団体と連携して開催し、新たな知識や技術の習得など浄化槽管理士の資質の向上を図る。
- ⑤ 日本環境整備教育センター主催の浄化槽管理士講習及び浄化槽技術管理者講習会を開催し、浄化槽管理士等の養成に努め、浄化槽維持管理の適正化の推進を図る。

2) 浄化槽に関する調査研究、相談及び助言

- ① 浄化槽関係業者、市町村等行政及び県民からの浄化槽に関する質問や技術的相談に対応し、浄化槽の普及及び適正化の推進を図る。
- ② 浄化槽を取り巻く課題について調査研究し、関係機関等と協議しながら、浄化槽の普及及び適正化に向けた取り組みを推進する。

3) 浄化槽関係業者の指導育成

浄化槽に関する県民等からの問い合わせや苦情に対応し、必要に応じて浄化槽関係業者を指導し育成を図る。

4) 関係行政機関及び関係団体との連携

- ① 鹿児島県浄化槽推進市町村協議会と連携して、県及び県選出国會議員に浄化槽関連予算の確保や浄化槽の維持管理助成制度の充実等の要望を行う。
- ② 支部と連携して、市町村に合併処理浄化槽への転換促進や浄化槽の維持管理助成制度の充実等の要望を行う。
- ③ 鹿児島県浄化槽推進市町村協議会の事務局を担当し、市町村における浄化槽の整備推進や適正化に関する協議を行うとともに、浄化槽担当者研修会を開催し、浄化槽による生活排水対策の推進を支援する。
- ④ 市町村における浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業を支援するとともに、新たに設けられた「長寿命化計画に基づく改築への助成」や「公共浄化槽における維持管理助成」等の事業導入を支部と協力して市町村へ働きかける。
- ⑤ 環境省の「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」について、補助制度や事業の効果等を浄化槽設置者へ周知するとともに、申請手続きの支援を行い、事業の推進を図る。

5) その他の事業

県との災害時支援協定に基づき、本県における大規模災害発生時に浄化槽の点検・復旧等に関する支援を行う。

3 浄化槽機能保証事業（公益目的事業3）

浄化槽に機能異常が発生した場合に、設置者保護の観点から必要に応じた措置を確保するため、全国浄化槽団体連合会で制度化されている「浄化槽機能保証制度」を推進し、浄化槽に対する県民の信頼と安心・安全の確保を図る。